雲南市における平成30年度の実施状況について、中山間地域等直接支払交付金実施要領第16に基づき、その概要を報告します。

1 中山間地域等直接支払制度について

中山間地域等において、農業生産活動等の継続により農地を保全し、洪水防止や水源かん養、美しい農村景観の提供など農地の多面的機能を維持・確保することを目的に、協定を締結した集落協定等に交付金を交付する国の制度で、平成12年度より実施されています。

平成27年度から、第4期対策が開始され、平成31年度までの5年間、農用地の保全や生産体制の整備等さまざまな活動に取り組んでいます。

2 平成 30 年度実施状況

(1)協定数

①協定の数の増減

(単位:協定数)

	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	対前年比
	A	В	A - B	A/B (%)
集落協定	192	192	0	100%
個別協定	1	1	0	100%
合 計	193	193	0	100%

②協定数の異動内訳

(単位:協定数)

集落協定数		協定数	適用
増加	新規	0	
	分 割	0	
減少	廃 止	0	
	統 合	0	
合	計	0	

個 另	リ協 定	協定数	適用
増加	新規	0	
減少	廃止	0	
	統合	0	
合	計	0	

(2) 交付対象面積等

①前年度からの増減

平成 29 年度と比較し、対象農用地面積が 51,898 ㎡増加し、約 1,730ha となりました。

(単位: m²)

	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	対前年比
	A	В	A - B	A/B (%)
集落協定	17,286,341	17,234,443	51,898	100.3%
個別協定	21,824	21,824	0	100%
合 計	17,308,165	17,256,267	51,898	100.3%

②地目·基準別内訳

協定農用地の多くが(95.7%)田での協定となっています。

(単位: m²)

	田	畑	草地	採草放牧地	計
急傾斜	10,491,325	273,493	0	2,899	10,767,717
緩傾斜	6,063,900	445,654	9,070	0	6,518,624
高齢化	0	0	0	0	0
計	16,555,225	719,527	9,070	2,899	17,286,341

(3) 交付金額 (財源の負担 国 1/2、県 1/4、市 1/4) 5 法指定地域

交付金額は、対前年比 0.4%増加しています。

(単位:千円)

	平成 30 年度	平成 29 度	増減	対前年比
	A	В	A - B	A/B (%)
集落協定	284,197	282,829	1,368	100.4%
個別協定	346	346	0	100%
合 計	284,543	283,175	1,368	100.4%

(4)協定の取組内容

①単価の区分

協定数	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	対前年比
	A	В	A - B	A/B (%)
基礎単価	26	27	△1	96.2%
体制整備単価	166	165	1	100.6%
合 計	192	192	0	100%

(単位: h a)

(単位:協定数)

				(+ ±:11 a)
面積	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	対前年比
	A	В	A - B	A/B (%)
基礎単価	146	157	$\triangle 9$	92.9%
体制整備単価	1,584	1,568	16	101.0%
合 計	1,730	1,725	5	100.2%

②体制整備単価の取組内容(集落協定)

取組内容	(選択項目)	協定数	割合
A要件	① 機械・農作業の共同化	33	16.4%
	② 高付加価値型農業の実践	1	0.5%
	③ 農業生産条件の強化	17	8.5%
	④ 担い手への農地の集積	3	1.5%
	⑤ 担い手への農作業の委託	11	5.4%
B要件	1 新規就農者の確保		%
	2地場産農作物等の加工・販売	2	1%
	3消費出資の呼び込み		%
C要件	集団的かつ持続的な体制整備	134	66.7%

[※] A要件、B要件、C要件に重複して取り組んでいる協定もあります。

③加算の状況 (単位:集落数)

	平成 30 年度	平成 29 年度
集落連携・機能維持(協定の広域化)	1	1
小規模・高齢化集落支援	-	-
超急傾斜農地保全管理	105	103
合 計	106	104

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価(体制整備単価の8割)。

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価(通常単価)

③加算措置

より積極的な取り組みを行う場合において、別途加算される措置。

④集落連携·機能維持加算

1)集落協定の広域化支援

本制度の実施集落が他の集落と連携して新たな集落協定を締結し、新たな人材を確保しつつ、農業生産活動等を維持するための体制確保を行う場合に加算される措置。

2)小規模·高齢化集落支援

近隣集落が、小規模・高齢化集落の対象農用地を含めて協定を締結した場合の加算。

⑤超急傾斜農地保全管理加算〈新規〉

超急傾斜の農地 (田:1/10以上、畑:20度以上) のうち、その保全や有効活用に関する 活動等に取り組む場合の加算。